

3 景観形成基準

勝連南風原地区内の建築物や工作物には様々な規制があります。

外壁

本集落 県道 16 号線

- 色彩は、落ち着いた白または淡い色彩を基調とする。

勝連城跡環境保全

- 色彩は、落ち着いた白または暖色系の淡い色彩を基調とする。

本集落 県道 16 号線 勝連城跡環境保全

- 外壁の素材は、琉球石灰岩などの本市または本件の景観特性を特徴づける地場産材や、木材、石材などの自然素材の活用を努める。

県道 16 号線 勝連城跡環境保全

- 県道 16 号線に面する外壁の位置は道路境界からできる限り後退させる。



高さ

本集落 県道 16 号線

- 11m以下とする（最大3階程度）。

勝連城跡環境保全

- 高さ9m以下とする（最大2～3階程度）。

屋根

本集落 県道 16 号線 勝連城跡環境保全

- できる限り県産赤瓦とする。【推奨】
- 色彩は、原色の使用を避ける。



建築設備等

本集落 県道 16 号線 勝連城跡環境保全

- 屋外に設置する建築設備の高さは5m以下とする。
- 公共の場所から容易に見通せないような場所への配置や遮蔽などにより目立たないように工夫する。
- 駐車場・ガレージを設置する場合は、まちなみの連続性が損なわれないように配慮する。
- できる限りシーサーまたは石獅子を設置する。



かき・柵・塀

本集落 県道 16 号線 勝連城跡環境保全

- 石積、石張、生垣のいずれかとする。（ただし、石積、石張り、生垣以外のものであっても、良好な景観形成に寄与すると認められるものは、この限りではない。）
- 生垣とする場合は、「あかばな」などの地域の植生等と調和する植栽を使用する。



緑化等

本集落 県道 16 号線 勝連城跡環境保全

- 緑地率 20%以上または緑被率 30%以上とする。（緩和規定あり）
- 地域の植生等と調和する種類とする。

県道 16 号線 勝連城跡環境保全

- 県道 16 号線沿いの敷地は、道路に面する部分の緑視率を 15%以上とする。

